

令和3年9月7日

保護者の皆様へ

尾道市教育委員会
教育長 佐藤 昌弘

学校で児童生徒や教職員に新型コロナウイルスへの感染が
確認された場合の臨時休業の基準について

日頃より本市及び各小中学校の教育活動に格別のご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。また、ご家庭でも、新型コロナウイルス感染防止に努めていただいておりますことに、心から感謝申し上げます。

このたび、学校で児童生徒や教職員に新型コロナウイルスへの感染が確認された場合の臨時休業の基準について、別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

なお、県内の感染状況に鑑み、今後も感染拡大が心配されますので、児童生徒及び同居の方がPCR検査を受けることになった場合には、必ず学校に連絡するようになしてください。

担当：学校経営企画課
TEL：0848-20-7453
担当：教育指導課
TEL：0848-20-7454